

# ドイツにおける障害者支援の専門職養成の現状について (2015年12月)

研究代表者 末光 茂 川崎医療福祉大学 特任教授  
研究分担者 三原 博光 県立広島大学保健福祉学部人間福祉学科 教授  
研究協力者 高原 弘海 社会福祉法人旭川荘 理事

## はじめに

重症心身障害児者をはじめとする障害児者の支援に携わる専門職の養成がドイツにおいてどのように行われているかにつき、現状把握を行うのが本小稿の目的である。

現状把握の手法としては、県立広島大学と国際学術交流協定を締結しているドイツのノルトライン・ヴェストファーレン州カトリック大学（以下、本稿では「NWR カトリック大学」と略称）のミハエル・イスフォルト教授から入手した情報を主要文献とする文献調査を基本とした。

### 1 ドイツの社会福祉専門職養成の特徴

ドイツの社会福祉専門職養成の特徴としては、対象者別に専門職養成教育が行われ、それに基づいて就職先が決まることが挙げられる。

即ち、障害者専門職養成教育を受けた場合、就職場所は障害者関係の施設であり、高齢者の場合は、高齢者関連施設となる。もしも障害者専門職養成施設で学んだ者が高齢者関連施設での就職を希望する場合、高齢者専門職養成教育課程を最初から学ばなければならない。この特徴は、ドイツの伝統的専門職養成教育プログラムであり、EU 諸国のなかでも独特のものである。  
(注)

2001年にOECDが実施したPISA能力調査におけるドイツの子どもたちの予想をはるかに下回る結果(PISAショック)を契機にした初等・中等教育制度の改革、EU加盟国の教育大臣が参集して決議した1999年の「ボローニア宣言」を契機にした大学教育制度の改革など、ドイツの教育制度は変革期にあることから、今後、その動向を注視する必要がある。

ここでは、NWR カトリック大学イスフォルト教授から入手した資料ならびに直接の意見交換をもとに、ドイツの障害児者支援専門家である治療教育介護師(Heilerziehungspfleger/in)と治療教育家(Heilpaedagoge/gogin)の養成教育課程を紹介する。

### 2 治療教育介護師(Heilerziehungspfleger/in)の養成

○ 主に専門学校で2年～4、5年の期間において養成される(養成年数は、全日制、半日制等の違いによる)。当該専門学校の経営主体は、公的機関のほか、教会である。

○ 治療教育介護師の資格の特性は、障害者の自立能力の強化を図り、日常生活における自立能力を支援することにある。その際、治療教育介護師は、障害者の程度と性質を考慮する。

治療教育介護師は、絵画、水泳、音楽などの意義のある障害者の自由な余暇活動を支援する。また、治療教育介護師は、障害者の社会的活動を促進するために、障害者が信頼している他者との個人的関係の構築を支援する。

更に治療教育介護師は、寝たきり障害者や患者の身体的介護(衣服の着脱など)、食事介護を行う。同様に患者への薬の管理にも責任を持つ。また、治療教育介護師は、施設や病院内での専門的支援に参加をし、余暇プログラム、発達支援プログラムに積極的に参加する。

○ 治療教育介護師の活動場所は、主に、障害者介護施設、グループホーム、デイサービス、リハビリテーションセンター、特別支援学校、幼稚園である。

○ 専門学校・職業訓練学校の入学条件は、中間レベルの高校学力水準とされる。

○ 専門的学習内容は、以下のとおりである。

- ・一般教育学
- ・動作教育/運動療法
- ・治療教育実践の方法論
- ・芸術と工作/工作療法
- ・音楽教育/音楽療法
- ・社会学
- ・特別治療教育
- ・遊戯療法

更なる専門的学習領域としては、医学/精神医学、心理学、法律、社会管理が挙げられる。

州と大学による選択義務領域としては、視覚障害者教育、知的障害者教育、身体障害者教育が挙げられる。

専門的実践領域は、完全な入所施設、治療教育を目的としたデイサービス、入所施設でその専門的知識が活用される。実習生は、行動障害、社会的適応障害、知的、身体障害、言語障害の支援、促進、教育を行う。

○ 教育科目【作業中】

○ 養成期間中の実習の間は、実習に対して報酬が与えられる。実習は国家資格では必須であり、報酬が支払われ、地域の施設で、毎月、1433 ユーロ支払われる。

専門学校によっては、学生に学費、入学試験・試験料を課している場合もある。

### 3 治療教育家(Heilpaedagoge/gogin)の養成

○ 主に1.5年間～4年間で、大学で養成される。学術的専門的要素を持つ。

○ 治療教育家は、知的障害者、身体障害者、重複障害者、慢性疾病患者の社会的・職業的自立を容易にするために支援を行う。発達障害、情緒障害、行動障害の児童・青少年も、同様に治療教育家の支援の対象となる。

○ 治療教育家は、まず第一に、行動に問題を抱えている当事者の診断を行う。そのために、まず、問題となる当事者の現在の資源と能力を調査する。そして、早期治療教育の必要のある児童、学校不適応な子ども、知的障害者などに対して、一人ひとりの治療プログラムを作成する。そして、適切な教育的処置によって、これら対象者の個性と能力の強化を図

る。特に重度な障害者に対しては、治療教育的、介護の役割を治療教育家が担う。治療教育家が治療教育的な施設で働いている場合には、適切な治療計画を立てるとともに、そのプロセスを調査し、施設職員に対するスーパービジョンを計画し、実施する。

○ 治療教育家の活動場所は、主に、障害者介護施設、グループホーム、知的障害者デイサービス、児童・青少年センター、クリニック及び治療センター、幼稚園、教会関連の社会福祉協議会である。

○ 専門大学の入学条件としては、多くの場合、保母資格・幼稚園教諭の有資格者、中間レベルの高校学力水準が求められる。

○ 専門的に期待される内容は、以下のとおりである。

- ・対象者の安全管理（遊ぶ子どもの監督、水泳などの監督）

- ・対象者への共感、葛藤への対処（悲しみへの共感、攻撃性への対処）

- ・コミュニケーション能力（障害者、障害者家族、他の専門家との会話）

- ・心理的、身体的安定性（身体障害者や精神障害者とのかわり）

- ・行動観察能力（対象者の行動変化の確認）

○ 専門教育科目は、芸術・工作・音楽科目（障害者との音楽、工作作業の目的）と化学（医学との関連性、薬の理解と影響を学ぶ）である。

○ 教育科目【作業中】

○ 養成期間中の実習の間は、実習に対して報酬が与えられる。実習は国家資格では必須であり報酬が支払われる。地域の施設では、毎月1,433 ユーロ支払われる。大学によっては、学生に入学試験・試験料を課している場合もある。

○ 専門分野としての治療教育学の構築過程としては、まず、医学及び教育学の分野における治療教育学の概念・コンセプトは19世紀に生まれ、20世紀初頭には、ハンガリーに初めての大学が創設された。1924年には、スイスのチューリッヒに欧州で初めての講座が開設され、大学での治療教育家の教育が開始された。

独自の学位試験の法令の公布は 1999 年まで待たなければならなかったが、それ以降、治療教育学は、例えば、リハビリテーション教育学、統合教育学と云うテーマで、独立した専門分野としての発展を遂げている。

#### 4 若干の考察

- 上記の 2 及び 3 で概要をご紹介した治療教育介護師と治療教育家について、若干の考察を加えてみたい。

治療教育介護師はドイツの高等専門学校で養成されるのに対し、治療教育家はドイツの伝統的な大学で養成されるという違いがあり、前者は基本的に福祉分野、後者は基本的に教育分野の専門職と位置付けられるものと考えられる。

日独の比較という面では、ドイツの治療教育介護師は支援現場の直接専門職であり、日本の介護福祉士と基本的には同じ性格の資格と考えられる一方、治療教育家は現場の支援に加えコーディネート役割も担う専門職と考えられ、後述の補論で紹介している三田谷啓博士の論文等も踏まえると、関連学問分野の習得を前提とし、相対的にはアカデミック色の強いドイツの伝統的な資格と考えられる。

近年、ドイツにおいて、支援現場での具体的な専門性に特徴を有する治療教育介護師の高等専門学校での養成が堅調であるのに対し、相対的にアカデミック色、抽象的な専門性に特徴を有する治療教育家の養成が低調と云うことが指摘され、就職分野においても、従来の教育現場で就職先の確保が困難なことから、社会福祉施設の分野における就職先の拡大が求められている。この点に関連し、イスフォルト教授から入手した文献によると、治療教育家の独自の学位試験の法令が 1999 年に公布されて以降、治療教育学は独立した専門分野としての発展を遂げていると述べられているが、その例示として、リハビリテーション教育学と統合教育学が挙げられており、従来の伝統的な治療教育学の分野に

においても、具体的な専門性に着目した専門分化が図られている可能性があるものと考えられる。

EU 域内のヒト、モノ、カネの往来の拡大という要請を背景として、冒頭にも注記したように、ドイツにおいても、ポローニア宣言を契機とした大学教育制度の改革が進められる中、医療福祉分野の専門職の養成も変革期を迎えており、ドイツの伝統がどのような形で維持されていくのか、今後の動向が注目される。

特に、治療教育という学問分野は、ドイツ（あるいは中欧ヨーロッパ）の特色のある専門分野とも考えられるところ、後述の補論で紹介している三田谷治療教育院の堺理事長の指摘にあるように、治療教育の本質が「一人ひとりの人間を丸ごと捉え、その人の生活に根差して、持ち味を生かしていく」という点にあるとすれば、今後、ドイツにおいて、治療教育という学問分野、治療教育家という専門職がどのような展開を遂げていくかは興味深い。

#### 終わりに

重症心身障害児者をはじめとする障害児者の支援に医師、看護師等の医療職が携わっているのは各国に共通するものと考えられるが、ドイツにおいてこれら医療職のほかに障害児者の支援の専門職として特記されるのが、イスフォルト教授から入手した文献で述べられている、上記の治療教育介護師と治療教育家の二つの専門職である。

両者が、役割分担と連携を図りながら、医師、看護師等の医療職とも連携しながら、障害児者の支援を行っているものと考えられるが、実際の支援現場においてどのような役割分担・連携のもとに支援が行われているかについては、文献調査に加え、訪問による聴き取り調査も含めた更なる調査が必要と考えられる。

#### (参考 1)

「治療教育」に関する補論

「治療教育」に関する補論として、明治時代末期から大正時代初期にかけてドイツに留学し、ドイツにおける治療教育をわが国に導入した三田谷啓(さんだや ひらく)博士の取組みを振り返り、確認しておきたい。

○ 三田谷博士(1881 - 1962)は、兵庫県有馬の地に生まれ、苦学の末に大阪府立高等学校で医学を修めた。宮川経輝牧師や海老名弾正牧師とも親交を結び、精神科と小児科に興味を持った三田谷は、東京において藤川游博士から治療教育学を、呉秀三博士から精神病理学を学んだ後、ドイツに留学し、帰国後、昭和2年に阪神間の芦屋の地に「三田谷治療教育院」を開設した。

○ 三田谷博士が「精神神経学会雑誌第41巻第8号(昭和12年8月発行)に寄せた論文「我国に何故治療教育事業興らざるか」においては、次のようなことが述べられている(三田谷治療教育院のホームページより抜粋して転記)。

「治療教育」とは何か

ここで治療教育と称するのは heilpaedagogik の意味である。その定義は必ずしも確定しているわけではないが、大体において次のように理解していいと思う。

治療教育とは障害児教育を最も適当な方法をもって取り扱い、その全生活をはかることを目的とするものをいう。この事項を研究する学科を治療教育学と称するのである。勿論、治療教育学は応用科学であるから、基礎科学と補助科学の力を借りる必要がある。

基礎科学は生理学、衛生学、小児科学、精神病学、神経病学、児童心理学、教育学等で、補助科学は体操学、音楽、木工、園芸、児童心理、動物心理、比較心理、人類学、統計学、神話、童謡などの諸科をあげるべきである。

治療教育の効果

治療教育の効果については多言を要しない。

即ち治療教育は障害児の各個について最も適当な支援を行うからである。その支援の大意は、心身の障害をなるべく除去し、生活を向上し、その素質に適した作業をとらせるのである。このようにしてなるべく個人が最も得意とする業につかせることに努めるのである。

(中略)

しかしながら事実はこのまま放置すべき時代ではない。医学者も教育者も共に特殊教育の要に当たるべきである。

教育者よ起て、起って可憐な児童を闇より光に変換させよ。

医学者よ起て、起って彼等の障害を支援し、補強し、生存権の拡大を喜ばせよ。

実を言えば概して教育家に障害児教育の真価を認め渾身の努力をする人が少ないようである。特別学級の受持教師は肩身の狭いような状態である。そして如何にも貧乏くじを引いたように、人も自分も考えているようだ。光栄と考えて決して恥ずかしいことではない。

医学者にしてもそうである。障害児の持っている障害に向かって最善の支援をし、心身の能率を増進させたら、病気の治療をするのと何の差があるのか。

今や国家の大欠陥として障害児教育に大きな孔ができています。そしてその結果として国家も社会も家庭も個人も大きな損害を招いているのである。この禍を転じて福に導くことは何人にも関わる生存の重大な事件ではないか。」

○ 上記のとおり、障害児教育の現状を憂い、治療教育学の実践の必要性を説いた三田谷博士は、昭和2年に芦屋(精道村)の地に三田谷治療教育院の本院を設置し、子どもを預かることのできる学寮「コドモの学園」も付設して、本格的に治療教育事業を開始するに至った。

同院の活動の特徴として、芦屋市立美術博物館学芸員の加藤瑞穂氏が、「阪神間モダニズム展」の公式カタログで、「医学と教育の結びつき」と「母親の教育を重視した点」の二つを挙げているのは興味深い。

- 三田谷治療教育院は、その後、阪神淡路大震災による壊滅的な被害を乗り越え、現在も芦屋の地において、90年近くに及ぶ歴史を刻んできているが、現在の堺 執(さかいみ の)理事長を訪問し、興味深い話が伺えた。

創設者の三田谷博士が治療教育の実践を始めた頃から、「治療教育」自体の本質は変わっていない。治療教育の定義として確定したものはないと思うが、治療(医学的なもの)と教育(教育的なもの)が合体したものというような捉え方ではなく、「一人ひとりの人間を丸のままとらえ」、その人が実際に生活していくという視点から、その人の持ち味を生かしていくという点に治療教育の本質があるのではないか。治療教育学も、単に、医学と教育学の合体ということではなく、人間を丸のまま捉えるという視点で、関係する専門分野を統合するようなものと理解した方が良いと思う。

治療教育については、何かをすれば治るのではないかと云った誤解もあったのではないかと思うが、社会的な受け止めという面では低迷期が長く続いてきたように感じると同時に、個別支援計画に基づく利用者の特性に応じた支援の重視と云った流れの中で、近年においては、治療教育の考え方が再評価されてきていることも感じる。

(注)

昭和12年の論文「我国に何故治療教育事業興らざるか」において、三田谷博士は、いみじくも治療教育に関する一般の認識について、次のとおり指摘している。

「治療教育に関する一般の認識の不足する事は次の点である。即ち治療教育を施せば障害児でも普通の程度になるか、もしそれが不可能ならば教育する価値はないと考えることにある。

これは根本的な誤りであることをまず理解させなければならない。独自の才能を伸ばすと障害児でも時には普通児以上のことができる。しかしこれは特殊な事例であって、それが出来たからといって普通児になったわけではない。

たとえ貧しい職だからだといっても、それが人生に必須の職業であったら、それを責任をもってしてくれたらそれでいい。大学卒業者が鋭敏な上等の頑で法律網をくぐる工夫をして社会に迷惑をかけるより、責任をもち真剣に仕事する職業者の方が、むしろ人間存在の意義が深いとも言える。要は人類の社会生活を安らかにする点にある。」

(参考2)

ドイツにおける社会福祉専門職の養成に関する参考として、次に、「ドイツの大学におけるソーシャルワーカー養成教育」をテーマとした県立広島大学三原博光教授執筆論文を掲載。

## 1. はじめに

県立広島大学は、2011年9月にドイツ・ノルトライン・ヴェストファーレン州にある社会福祉系カトリック大学(以下、NRWカトリック大学と呼ぶ)と国際学術交流協定を結んだ。この交流協定の前後から、両大学の教職員・学生との学術的交流が積極的に行われてきた。そして、今後も、特にそれぞれの大学のソーシャルワーカー両養成教育関係者の国際学術的交流が活発になると予想される。両国が自国のソーシャルワーカー養成教育制度を検証し、更に教育制度を充実させるためには、それぞれの相手国のソーシャルワーカー養成教育のあり方を認識し、比較検討した上で、それを自国のソーシャルワーカー養成教育に反映させることが必要であると思われる。

本研究では、まず文献を通して、ドイツの社会福祉特性、ソーシャルワーカー養成の大学について述べ、次に県立広島大学と国際学術交流協定を結んでいるNRWカトリック大学のソーシャルワーカー養成教育を紹介することで、ドイツの大学におけるソーシャルワーカー養成教育の特徴を述べることを目的とした。

なお、ドイツの社会福祉施策は年金や失業保険などの社会保障は国が主導し、社会福祉施策の実施は、民間の社会福祉団体に委ねられていると言われている。そこで、ドイツでは次の6

つの民間団体によって社会福祉事業が運営され、国が経済支援を行っている。それらは、パリテート福祉団体 (Parittischer Wohlfahrtsverband)、労働者福祉団体 (Arbeiterwohlfahrt)、ユダヤ中央福祉会 (Zentralwohlfahrtsstell der Juden in Deutschland)、ドイツ赤十字 (Deutsches Rotes Kreuz)、ディアコニー福祉団体 (Diakonisches Werk : プロテスタント系)、カリタス・フェアバント (Deutscher Caritasverband : カトリック系) である。

## 2. ドイツのソーシャルワーカー養成の大学

ドイツの大学教育は歴史的に古く、15世紀のハイデルベルグ大学の修道院における神学の開講に始まったと言われている。ドイツで「大学」の名前がつく教育機関は、伝統的に総合大学 (Universität) と専門大学 (Hochschule) である。総合大学では、基礎研究や応用研究などの「学術的」研究に重点が置かれるのに対し、専門大学では音楽、芸術、工業、社会福祉などの実践が重視された職業的教育が重視され、ドイツの各都市に国立大学として設置され、総合大学は全ドイツで105校、専門大学は211校あると言われている<sup>5)</sup>。ドイツのソーシャルワーカー養成過程は、総合大学の一部と専門単科大学<sup>注2)</sup>をあわせると約89存在すると言われ、毎年8000人の学生がその課程を修了して社会福祉領域で働いている。ドイツでは、大学卒業と同時にソーシャルワークの資格を取得することになり、その資格は国家資格として認知されている。

なお、総合大学のなかでは、社会福祉の専門家養成と関連する専門教育として、社会教育 (Sozialepadagoge) と呼ばれる専門教育が行われ、その教育課程を卒業したものは、教育関係への就職を目指すものが多かった。しかしながら、2000年代に入り、1999年にポローニヤ宣言とともに、ソーシャルワークと社会教育の2つの名称ないし課程がソーシャルワーク (SozialeArbeit) という名称に統一されつつあり、多くの大学の課程から社会福祉教育という名前が消えて行き、ソーシャルワーク教育が主流となっていることが紹介されている<sup>6)</sup>。なお、ポ

ローニヤ宣言とは、ヨーロッパ諸国で各国独自に行われてきた教育制度を見直し、共通なシステムのなかで、「ヨーロッパ大学圏」のなかで高等教育を進めることを宣言したものである<sup>7)</sup>。つまり、ヨーロッパ諸国で、EU諸国に所属している国々では、経済的移動の自由から、EU諸国内で自由に労働につくことができる。その場合、各国において異なる教育年数、学位、言語において大学教育が行われることは、各国の経済的な面において好ましくない。そこで、新たに大学レベルで学部と大学院の導入が行われている。それは、学部の学士 (Bachelor) は3年教育課程であり、大学院は修士 (Master) の2年教育課程である。そして、ヨーロッパ単位互換制度 (European Credit Transfer System) によって、教育の一部を他国で受け入れられるようになる。このような流れにドイツの大学教育も影響を受け、過去の伝統的な大学教育システムを見直すようになってきているのである。

ドイツのソーシャルワーカー養成の課程は、20世紀の初めにドイツの各地で始まった。当時は、大学の課程としてではなく、社会福祉の実践現場からの施設や機関の養成と再教育の要望に応えるための、1年ないし2年間の養成過程として出発したと言われている。そこで、ドイツのソーシャルワークの養成は、ディアコニー福祉団体 (プロテスタント系)、カリタス福祉団体 (カトリック系) の民間社会福祉団体が経営する社会福祉の単科大学 (Fachhochschule) ならび専修学校 (Fachschule) で行われてきた。なお、筆者が研修したプロテスタント系の障害者1000人が生活をする大規模な障害者福祉施設内では、治療教育師 (Heilerziehungspfleger) や老人介護士 (Altenpfleger/in) のための専修学校が設置され、そこで教育と施設実習、さらに学生の施設への就職も行われており、ドイツでは専門家養成教育と現場の職業教育が結びついているのである。

## 3. NRWカトリック大学のソーシャルワーカー養成教育

ドイツのソーシャルワーカー養成は、ソーシャルワーカーの養成が大学で行われている北米やイギリスなどに倣い、それと対等なレベルに

引き上げることにより、EU 諸国や北米などの養成機関との間で単位互換制度を可能にしていると指摘されている<sup>8)</sup>。そして、ドイツ国内で取得されたソーシャルワークの資格が、他のEU諸国においても適用され、ベルギーやオランダでの就職が可能となる。ただ、社会福祉の法律や制度は、その国の特殊の事情があり、これらの国々で働く前提条件として、言語はもちろん、これらの国々の社会福祉関係の法律、制度を学ぶことが必要とされている。

ドイツでは、全ドイツの大学のソーシャルワーカー養成教育の教育格差は、あまりないと言われている。しかしながら、ここで紹介するのは、ドイツの大学の1つであるNRWカトリック大学のソーシャルワーク養成教育の取り組みであるため、全ドイツの大学のソーシャルワーク養成教育を代表するものではない。したがって、これらの問題点を踏まえて、NRWカトリック大学の取り組みを紹介する。

NRWカトリック大学はドイツ北西部のアーヘン(Aachen)市、ケルン(Koeln)市、ミュンスター(Munster)市、パダーボルン(Paderborn)市に4つの学部を持ち、ソーシャルワークや看護マネジメントの専門家養成に励んでいる。1971年に設立され、約3500名の学生が学び、100名の正規の教職員、400名の非常勤講師が教育活動に従事している。

#### (1) 学部構成

アーヘン(Aachen)学部：約800名の学生が学んでいる。研究専攻領域は、ソーシャルワークが中心である。ソーシャルワーク学士・修士課程があり。女性の社会的支援のためのソーシャルワーク学士課程があることが特色である。児童教育学士、保健科学学士の取得も可能である。

ケルン(Koeln)学部：約1200名の学生が学んでいる。研究領域は、ソーシャルサービス部門と健康サービス部門に分けられる。ソーシャルサービス部門の学士は、ソーシャルワーク学士、児童教育学士、依存症予防・治療学士であり、修士課程には、ソーシャルワーク、家族福祉・結婚カウンセリングの専門領域である。健康サービス部門の学士は看護科学、修士課程は健康ケアマネジメント、ヘルスケア教育など

の専門課程がある。大学の本部がある。

ミュンスター(Munster)学部：750名の学生が学んでいる。学士・修士課程は、ソーシャルワーク学士、治療教育学士・修士、ソーシャルワーク修士、ソーシャルワークサービス・マネジメント修士、カウンセリング修士課程がある。

パダーボルン(Paderborn)学部：約750名の学生が学ぶ。学士・修士課程は、ソーシャルワーク学士、児童教育学士、ソーシャルワーク修士である。神学部門は、宗教教育学士がある。

なお、アーヘン(Aachen)学部の具体的な内容は、以下の通りである。

#### (a) 卒業後の主な活動領域

児童・青少年福祉(児童養護施設、特別支援教育・福祉)

障害者福祉(知的障害者施設、身体障害者施設、発達障害者)

精神障害者(統合失調症、躁鬱病者支援など)

家族支援(結婚・虐待など)、アルコール・薬物依存症への支援、ホームレスの支援、医療ソーシャルワーク、犯罪受刑者への支援、外国人労働者、移民・移住者

#### (b) 入学試験

入学試験はなし。ただ、高校時代の内申書による書類選考があり、特に高校時代の社会的活動が評価の対象になる。2011年で、アーヘン学部140名の定員に約3倍の約420名の志願があった。

#### (c) 学費

1学期の学費が162.20ユーロ(約16200円)である。この学費には、学生が学期中に大学へ通学するためのバス・列車の定期券代も含まれている。

#### (2) ソーシャルワーク養成教育カリキュラム教育科目

ドイツのソーシャルワーク教育の大きな特徴は、他大学との単位互換制度にあると言われている。共通のモジュールと呼ばれる科目群を設定することにより、大学を変える場合にはそれを行先の大学で認定してもらうことにより、卒業要件を満たす試みである。ここでは、アーヘン学部のソーシャルワーカー養成教育カリキュ

ラムを紹介する。ソーシャルワーク養成教育のプログラムは、大きく以下の5領域のモジュールに分けられている<sup>9)</sup>。教育カリキュラムの内容をモジュールに分類することで、EU 諸国の大学同士での単位互換が可能となるのである。

学士(Bachelor)は、6学期(3年制)で全体の履修規定時間は5400時間であり、180単位である。実習は94日間である。

領域：学術的思考と活動の基礎

モジュール1：学問的基礎と活動の基礎

モジュール2：研究計画1

モジュール3：テーマと研究の重点分野を掘り下げる

モジュール4：モジュール3と同じ

モジュール5：学士論文

領域：科学として並びに専門職としてのソーシャルワーク

モジュール6：科学的ソーシャルワーク入門

モジュール7：ソーシャルワークの歴史的体系的アプローチ

モジュール8：概念的行動の基礎

モジュール9：ソーシャルワークの理論

モジュール10：専門的介入と専門職的視点

モジュール11：ソーシャルワークの専門職的視点

領域：ソーシャルワークの社会的並びに規範的基礎

モジュール12：ソーシャルワークの法律的基礎

モジュール13：ソーシャルワークの社会的基礎と限定条件

モジュール14：ソーシャルワークの政治的・経済的基礎と限定条件

モジュール15：ソーシャルワークの基礎と限定条件としてのエトスと倫理

領域：人間の存在と意義

モジュール16

モジュール17：認知と形態 人間の美的文化的次元

モジュール18：行動と体験 人間の心理社会的次元

モジュール19：発達、教育、社会化

モジュール20：健康、疾病、障害

領域：実践領域

モジュール21.1：選択分野1 労働と経済

モジュール21.2：選択分野2 教育と保障  
人間の心理社会的次元

モジュール21.3：選択分野3 保健・医療

モジュール21.4：選択分野4 参加

そして、各モジュールの下で以下の科目などが開講されている。

- ・ヨーロッパにおけるソーシャルワーク
- ・高齢者におけるソーシャルワーク
- ・障害者におけるソーシャルワーク(児童から高齢まで)
- ・移民におけるソーシャルワーク
- ・精神障害者と依存症患者におけるソーシャルワーク
- ・ソーシャルワーク実践のための芸術の概念と実践
- ・精神病理学におけるソーシャルワークの導入
- ・児童と青少年における性的虐待の行為者と被害者
- ・コミュニケーションと専門職業の関係
- ・面接会話指導
- ・システム理論と精神分析の見解から個別、グループに対するソーシャルワーク
- ・児童と青少年における虐待放棄のための教育
- ・ソーシャルワークにおける芸術療法
- ・ソーシャルワークの医学的基礎
- ・慢性的疾患の要介護者と障害者へのソーシャルワーク
- ・国際ソーシャルワーク
- ・海外実習におけるスーパービジョン

「移民におけるソーシャルワーク」「ソーシャルワークにおける芸術療法」「外国におけるスーパービジョン」の科目は、移民問題を抱え、芸術をソーシャルワークの治療方法として考え、海外の社会福祉施設実習を認めるドイツの国家的特徴を反映しているのではないかとと思われる。

実習教育の特徴

大学入学前に、2～3ヶ月間の社会福祉実習が課せられている。そして、入学後1年間以内に実習段階として、15日間の実習が課せられている。2年生になると実習段階として30日間の実習が夏休みの間に課せられ、卒業までに94日間の実習が課せられている。最後の3



年生では、実習として、49日間の実習が学期期間間に課せられている。実習の分野については、モジュール 21 内から選択をする。学生には研究成果の報告と発表を行うことが課せられているが、毎日の実習ノートの記録の義務などはない。

実習指導者の要件については、原則的に2年以上の実務経験を有することにみが規定されている。特にソーシャルワーカーの資格要件と記述されていない。実習指導者は、実習施設が決定する。

以下が施設の実習指導者の主な課題である。

- ・実習生との面接を定期的に行う
- ・研究計画を専門的に支援する
- ・実習証明書の発行
- ・大学の実習担当教員と連絡、協力する

ドイツの社会福祉実習では、大学が実習生の実習指導に対して、実習謝礼を支払うと言った規定はない。むしろ、逆に大学側は学生の長期間の実習に対して、実習施設が学生に実習（労働）への謝礼を支払うことを期待している<sup>注3</sup>）。

実習のなかで、外国の社会福祉施設での実習も単位として認められている。海外の実習の条件として、学生は実習担当教員との間でEメールやE-ランニングを使用できるとことがあげられている<sup>10</sup>）。この方法を通して、学生は実習指導者から実習指導を受けるのであり、学生の実習の評価については、実習施設には期待されない。したがって、大学が海外の実習施設に謝礼を支払うと言った規定はない。

#### 4．ドイツの大学におけるソーシャルワーカー養成教育の特徴

ここでは、NRWカトリック大学のソーシャルワーク教育の取り組みを含めて、ドイツのソーシャルワーカー養成教育の特徴についてまとめてみる。

まず、ドイツのソーシャルワーク教育は、EU諸国との連携のなかで、他のヨーロッパ諸国の影響を受けながらソーシャルワーカーの養成を行っている点が特徴的である。NRWカトリック大学の教育カリキュラムの各モジュールで示されたように、このモジュールによる単位を取得した場合、ドイツ国内だけでなくEU諸国

の大学のソーシャルワーク教育の単位として認められる。つまり、ドイツ国内で取得されたソーシャルワークの資格が、他のEU諸国においても認知され、ベルギーやオランダでの就職が可能となる。また、実習教育では、海外の社会福祉施設での実習も認められている。これらのことから、ドイツでは、海外の社会福祉に目を向けた視点を持ちながら、ソーシャルワーカーの養成が大学で行われていると考えられる。すなわち、ドイツのソーシャルワーカー養成では、社会福祉の問題をグローバル化の世界的視野で捉えようとし、異文化におけるソーシャルワークの実践も考えていると言えよう。

次にドイツのソーシャルワーカーの就職について考える。ドイツの社会福祉事業では、ドイツ政府が6つの民間団体に社会福祉事業を委ね、補助金を与えサポートしている。そして、大学を卒業した学生達の多くは、この6つの民間の社会福祉事業の団体に就職をし給与や労働時間などの職業的待遇が保障されていると言われている。例えば、ドイツでは、正式に働いた場合、雇用主は、労働者に対して、1年間に3週間～4週間の休暇を保障することが義務づけられている。したがって、ドイツでは、大学教育機関、社会福祉施設、社会福祉行政の3つの機関の連携が行われ、ソーシャルワーカーの職業的待遇が保障されているのである。

最後にNRWカトリック大学アーヘン学部の取り組みのなかで、学内のカフェテリアにおける精神障害者の就労体験の機会の提供、子どもを持つ学生のための託児所の整備等の取り組みは、大学機関が地域福祉貢献のためのノーマライゼーションの場にあると言えよう。そして、大学運営への学生の参加の取り組みも大学を民主的な場として考えていることを示していると言えよう。

#### 5．課題

ここでは、ドイツの大学におけるソーシャルワーカー養成教育の内容を確実なものにするための課題をあげる。

今回、ドイツのソーシャルワーカー養成教育の特徴は、あくまでも、幾つかの文献とNRWカトリック大学をモデルとして示されたのであ

った。したがって、ドイツのソーシャルワーカーが、本当に保健医療福祉の現場で評価され、給与や労働時間などの職業的待遇も保障されているのかをソーシャルワーカー養成校の卒業生達への直接的インタビューや質問紙による調査を通しての検証が必要とされよう。また、ドイツのソーシャルワーク養成教育がEU諸国でも評価されているならば、実際にどれだけの数のドイツのソーシャルワーカー養成校の卒業生がEU諸国の社会福祉機関で働いているかなどの調査も必要とされると言えよう。

注1) この報告は、「県立広島大学平成19年度社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」におけるドイツ老年社会学者メアテス博士(Dr.Mertes)講演による。

注2) ドイツのソーシャルワーカー養成の単科大学は、主に宗教団体経営による私立大学が多い。

注3) 老人介護士(介護福祉士)の実習に対しては、施設が実習の報酬を学生に支払う場合がある。実習生を正式な職員に代替する存在とし、経営的にも安くマンパワーを雇用できると施設側が考えているのである。

#### 引用文献

- 1) 三原博光.障害者福祉．世界の社会福祉ドイツ・オランダ．東京，旬報社，159-173，2000．
- 2) ザイフェルト，M.ドイツの障害児家族と福祉.三原博光訳，東京,相川書房,1994．
- 3)Bintig.A.:Die deutschen Behindertenstatistiken von1906 bis1979.Rehabilitaion．20：147-158，1981.
- 4)河島幸夫.ナチスと教会．東京、創文社、88-105，2006．
- 5) 高島豊．2011年度私立大学図書館協会 海外認定研修報告書、  
[www.jaspul.org/kokusai-cilc/nintei\\_report2011\\_1pdf](http://www.jaspul.org/kokusai-cilc/nintei_report2011_1pdf)
- 6) 春見静子.ヨーロッパ大学圏の形成とドイツのソーシャルワーカー養成の転換．医療福祉研究．3：80-93，2007．
- 7) リチャード・ルイス．ボローニャ宣言 ヨ

ーロッパ高等教育の学位資格と質保証の構造への影響，講演録．吉川裕美子訳．大学評価・学位研究，3，9，77-90，2005．

- 8) 春見静子．ドイツ・カリタス連合体の研究 X カリタスによる医療・福祉職の人材育成．カトリック社会福祉研究，12：71-92，2012．
- 9) Modulhandbuch：Bachelor-Studiengang Soziale Arbeit der Abteilung Aachen.2011.
- 10) Praxisordnung für den Bachelorstudiengang “ Soziale Arbeit ” im Fachbereich Sozialwesen an der Katholischen Fachhochschule Nordrhein-Westfalen. Vom11. Juni.2007.
- 11) 三原博光．大学の食堂における知的障害者の就労体験の取り組み．職業リハビリテーション，24(2)：24-30，2011．